平成２１年（フ）第１４５号
福島県郡山市富久山町久保田字古町２番地の８　エクレール郡山１―705号
債務者　吉田　和喜
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
福島県郡山市西ノ内１丁目６番８号
債務者　三坂美恵子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
福島県郡山市富久山町久保田字池下10番地の３
債務者　渡邊　純子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２０４０号
名古屋市南区滝春町19番地の１　白水公園ハイツ301号
債務者　小林　法文
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３４号
中華人民共和国天津市河西区電台道２―２―402、住民票上の住所神戸市灘区楠丘町４丁目１番32―103号
債務者　福田　賀彦
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５５号
神戸市垂水区城が山２丁目９番３号
債務者　森田　英雄
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５８号
神戸市兵庫区浜中町１丁目10番20号、従前の住所神戸市兵庫区浜中町１丁目10番19号
債務者　赤松　喬生
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５９号
神戸市兵庫区浜中町１丁目10番20号
債務者　赤松　京子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６４号
神戸市長田区大塚町１丁目７番２―302号
債務者　大垣　紀人
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６９号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目８番19―306号
債務者　松本　　陸
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８号
熊本県人吉市下青井町34番地１
債務者　小野　晃資
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第３７８号
奈良県桜井市大字西之宮238番地の42
債務者　谷口　　勝
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９３号
奈良市右京２―３　平城第２団地第18号棟502号室、住民票上の住所奈良市左京３丁目６番地　アルス高の原４―405
債務者　田口知香子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４１４号
奈良市東九条町1424番地　北和県住10―203号
債務者　白石　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４３３号
奈良県桜井市大字大福740番地の７
債務者　松本　文江
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４４５号
奈良県大和郡山市白土町520番地　県住11―12
債務者　三浦　直子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７８号
奈良県大和郡山市満願寺町475番地１
債務者　土田　武男
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４８２号
奈良県天理市別所町22番地
債務者　濱野　正三
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　奈良地方裁判所